

PTA行事総合補償プランの仕組み

～PTA行事中のおケガや、PTA活動中の第三者への法律上の賠償事故を幅広くサポート～

PTA 傷害

PTA傷害におけるPTA行事とは

PTA行事とは、日本国内において、PTAが企画・立案し、主催・共催する行事で、PTA総会・運営委員会・スポーツ大会など、規則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

補償内容

- ・PTA行事中に被った、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒(※1)を補償します。
(※1) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- ・PTA行事への往復途上の事故も対象となります。
※独立行政法人日本スポーツ振興センター法(旧日本体育・学校健康センター法)により給付対象となる傷害は対象となりません。

対象者

- ①児童・生徒・PTA会員(父母会員(※2)・教師会員)
 - ②PTA会員(父母会員(※2)・教師会員)の同居の親族
 - ③PTA行事への参加が事前に認められている方(※3)
- (※2) 父母会員とは、児童・生徒の両親をいいます。
ただし、PTA会員が児童・生徒の両親でない場合は、PTA会員名簿に記名された方とします。
- (※3) PTA行事に参加するボランティア等をいいます。

保険金をお支払いする具体的な事例

- ・PTA主催のソフトボール大会で骨折、入院した。
- ・PTA役員会へ行く途中に交通事故によりケガをした。



保険金額(補償金額)・保険料 ※保険期間1年

| 補償項目 | 保険金額(補償金額) |
|-----------------|--|
| 死亡・後遺障害保険金額 | 518万円 |
| 入院保険金日額(180日限度) | 1日あたり4,020円 |
| 手術保険金 | <入院中に受けた手術> 入院保険金日額×10倍 <外来で受けた手術> 入院保険金日額×5倍 |
| 通院保険金日額(90日限度) | 1日あたり2,640円 |
| 保険料 | 1世帯あたり190円 |

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②自殺、犯罪、闘争行為
- ③酒気を帯びた状態での運転、無資格運転
- ④脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤地震・噴火またはこれらによる津波
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

など

PTA 賠償

PTA賠償におけるPTA行事とは

PTA行事とは、日本国内において、PTAが企画・立案し、主催する行事で、PTA総会・運営委員会・スポーツ大会など、規則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

補償内容

- ・PTA行事において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者にケガをさせたり、物を壊したために法律上の賠償責任を負ったときに補償します。
- ・PTA行事において、第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中に壊したり盗まれたりしたために、その所有者に対し、法律上の賠償責任を負ったときに補償します。

保険金をお支払いする具体的な事例

- ・PTA役員会中、第三者にケガを負わせてしまった。
- ・PTA総会で、使用中の借り物を落として壊してしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意による事故
 - ②地震、噴火、津波による事故
 - ③自動車、バイク等車両による事故
 - ④他人との特別な約定によって加重された賠償責任
 - ⑤飲食物等による事故
- など

保険金額(補償金額)・保険料 ※保険期間1年

| 補償項目(自己負担額) | 保険金額(補償金額) | 保険料 |
|---------------------|-----------------------------|-------------------|
| 身体賠償(自己負担額 1,000円) | 1名につき 1億円 / 1事故につき 3億円 | 児童・生徒1名あたり 10円 |
| 財物賠償(自己負担額 1,000円) | 1事故につき 500万円 | |
| 受託物賠償(自己負担額 5,000円) | 1名につき 10万円 / 保険期間中につき 500万円 | |

児童生徒賠償 ※ご希望により追加できます。

補償内容

- ・PTAの管理下、管理下外を問わず、日本国内において、PTAの児童・生徒の行為に起因して、被保険者以外の第三者にケガをさせたり物を壊したために、法律上の賠償責任を負った時に補償します。

保険金をお支払いする具体的な事例

- ・土曜日に自転車で他人にケガを負わせてしまった。
- ・休日にショッピングモールで誤って商品を壊してしまった。

保険金額(補償金額) ※保険期間1年

| 補償項目(自己負担額) | 保険金額(補償金額) | 保険料 |
|---------------------------------|----------------|-----------------|
| <Aプラン>身体賠償・財物賠償共通(自己負担額 1,000円) | 1事故につき 50万円 | 児童・生徒1名あたり 100円 |
| <Bプラン>身体賠償・財物賠償共通(自己負担額 1,000円) | 1事故につき 1,000万円 | 児童・生徒1名あたり 200円 |

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意による事故
 - ②地震、噴火、津波による事故
 - ③自動車、バイク等車両による事故
 - ④世帯を同じくする親族に対する賠償事故
- (ご注意)
- ・学校管理下での事故
学校管理下での事故は、学校側の責任が問われる場合があります、生徒のみの責任とならない場合があります。生徒が法律上の賠償責任を負った場合が補償の対象となります。
 - ・スポーツ中の事故
同じスポーツをプレー中の者に対する事故は賠償責任が発生しないことがあり、補償の対象とならないことがあります。
- など

よくある質問

| | | |
|--------|---|---|
| 制度全般 | Q 1 | 保険開始は7月1日だけど、新生生は対象となりますか？ |
| | A 1 | なります。在校生が保険対象となると解釈してください。 |
| | Q 2 | 熱中症は、対象となりますか？ |
| | A 2 | 対象外です。 |
| | Q 3 | 約款は、オンラインで閲覧可能ですか？ |
| | A 3 | 対応していません。閲覧ご希望の際は取扱代理店までお問い合わせください。 |
| PTA傷害 | Q 4 | 保険申込の世帯数に教職員は含みますか？ |
| | A 4 | 含みません。父母会員の世帯数でご申告ください（生徒の総人数ではありません）。教職員は世帯数に含みませんが、保険の対象となります。 |
| | Q 5 | PTA 行事への参加が事前に認められている方とは、具体的にどのようなケースですか？ |
| | A 5 | 例えば、PTA と自治会が共催する祭事で、その自治会の会員がケガをした場合が補償対象となります。 |
| | Q 6 | バレーボール大会に参加する卒業生やコーチは、保険対象となりますか？ |
| | A 6 | 飛び入りの参加者は対象外ですが、「PTA 行事」として名簿に記載されている方は対象となります。 |
| | Q 7 | バレーボール大会に向けて練習している場合は対象となりますか？ |
| | A 7 | 不定期に開催されている練習は対象外ですが、PTA 行事として親睦目的で年間スケジュールに組み込まれている場合などが対象となります。 |
| | Q 8 | ケガをした際は、写真や場所などの報告が必要でしょうか？また診断書なども必要でしょうか？ |
| | A 8 | 事故報告書のご提出後、保険会社より必要に応じてご準備いただくこともあります。事故の報告は電話でも承っております。ただし受取る保険金が30万円を超えないときは診断書は省略可能です。（30万円以下であっても、治療内容等によっては診断書等のご提出が必要な場合もあります。） |
| Q 9 | PTA 保護者会員の茶話会・懇親会などでの食中毒は保険の対象になりますか？ | |
| A 9 | PTA が認めた（主催した）茶話会・懇親会の場合に対象となります。PTA の会員（保護者と教師等）が任意で集まった会合等は対象なりません。 | |
| 賠償A | Q 10 | PTA 賠償において、児童間で加害者・被害者が発生した場合はどうなりますか？ |
| | A 10 | 補償の対象外です。本補償は「PTA」が法律上の賠償責任を負った場合の保険です。つまり第三者への賠償を目的としており、児童間では当事者同士という解釈となるためです。 |
| 児童生徒賠償 | Q 11 | そもそもどういう保険ですか？ |
| | A 11 | 単に壊れたものを修復したり、買い替え費用のための保険ではありません。加害者・被害者が明確に存在し、加害者が法律上の賠償責任を負ったときに被る損害を補償する保険です。 |
| | Q 12 | バレーボールの授業中、ボールが眼鏡にあたって壊れた場合は対象となりますか？ |
| | A 12 | 授業中は、学校の管理下における事故であり、加害者・被害者を特定するような法律的な賠償責任は発生しないケースがあり、一般的には保険の対象外です。 |
| | Q 13 | 野球部員が打った打球が、テニス部員の頭部にあたってケガをした場合、その治療費は対象となりますか？ |
| | A 13 | スポーツ中のケガは、加害者・被害者を特定するような賠償責任が問われないケースが一般的です。ただし、野球部員の生徒、親御さんがテニス部員の生徒・親御さんに謝罪するなどの教育上の配慮が必要なケースです。 |
| | Q 14 | 休み時間中にじゃれあっているときに、学校の窓ガラスを割ってしまった場合は？ |
| | A 14 | じゃれあっている生徒さんが過失認定となると、法律的な賠償責任が発生するので、保険の対象となります。 |
| | Q 15 | インターンシップ中、職場体験実習中に商品を壊してしまった場合は？ |
| | A 15 | 生徒さんが過失認定となると、法律的な賠償責任が発生するので、保険の対象となります。 |
| Q 16 | プライベートで自転車に乗っているときに、歩行者に後ろから追突し、相手方が受傷した場合は？ | |
| A 16 | 生徒さんが過失認定となると、法律的な賠償責任が発生するので、保険の対象となります。 | |
| Q 17 | 同居の親族は補償範囲に含まれますか？ | |
| A 17 | 同じ中学校に通学する兄弟姉妹のみ含まれます。 | |

本制度の内容・ご加入手続き等のお問い合わせ先

株式会社セゾン保険サービス TEL : 03-3988-1526

お問い合わせ先

| | | |
|--------|--|--|
| 取扱代理店 | 株式会社セゾン保険サービス 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-21-1 アウルタワー 4 階 | TEL 03-3988-1526 : FAX 03-3985-8237 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで |
| 引受保険会社 | 損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部 文教室 〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル 12F | TEL 03-3349-4679 : FAX 03-3348-0238 受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで |

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808 [たのダイヤル] <通話料有料>

(受付時間：平日の午前 9 時 15 分から午後 5 時まで) (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは、PTA 団体傷害保険特約セット普通傷害保険・PTA 管理者特約または PTA 特約セット賠償責任保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず「重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）」をご覧ください。

●保険料をお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。

●保険証券は大切に保管してください。ご契約手続き後、1 か月を経過しても保険証券が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。

SJ24-00350 (2024/4/9)